

平成27年8月18日

国土交通省運輸審議会 御中

大阪市港区市岡2丁目7番3号
松竹タクシー株式会社
代表取締役社長 牛島憲人



公述申込書

1. 事案番号

平27第5015号

2. 事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

3. 指定する地域

大阪市域交通圏

4. 公述人

松竹タクシー株式会社

代表取締役社長 牛島憲人 (うじま のりひと)

(61歳)

〒552-0012

大阪市港区市岡2丁目7番3号

電話番号 (06) 6573-8181

自宅

電話番号

5. 事案に対する賛否

特定地域の指定に関し賛成します。



平成27年8月18日

国土交通省運輸審議会 御中

大阪市港区市岡2丁目7番3号

松竹タクシー株式会社

代表取締役社長 牛島憲人



公　述　書

地域協議会でタクシー事業の適正化と活性化の議論がなされてきたが、大阪市域交通圏において、効果的な議論するには準特定地域では不十分である。

若年乗務員の新規応募がほとんどなく、乗務員の高齢化が進んでいる。しかし、一部の事業者は、自社は違うと特定地域指定に反対している。それは、規制緩和によるクリームスキーミングをした事業者だけが恩恵を受けたに過ぎないのを証明しているに他ならない。多くの事業者は、公共交通機関の使命を果たすべく行動した。ともかく、若年層が職場として選択しない業種となってしまったのは明白な事実である。

現状は、年金受給者しか乗務員として生計が維持できないため、乗務員の高齢化、乗務員の減少に歯止めがかからない。直面の課題は、その中で安全性をいかに確保していくかであるが、それには、若干の数値改善により解除される準特定地域ではなく、腰をすえた議論が可能な特定地域指定が必要である。

また、女性乗務員の採用など、新たなる雇用の創出も図らなければならない。しかし、他の大都市では順次運賃改定が行われているにもかかわらず、大阪の運賃は消費税改定を除き20年間も改定できないでいる。それどころか、さら

なる安売り競争が求められ、十分な賃金原資の確保ができず、他産業との賃金格差は広がり続けている。このような状況で、若年労働力、女性労働力の確保を行うためには、小手先の活性化策ではなく、根本原因の解消をしなければならない。そのためには、実効力のある適正化により需給調整を行うとともに、実効力のある活性化を継続的に進める必要がある。

適正な規制緩和により経済成長を図ることは重要である。しかし、価格、供給量だけの規制緩和は、デフレに回帰することにしかならない。それにより、一時的な低運賃タクシーが出現したが、業界全体が衰退化することになり、一部の事業者だけの寡占化が進めば、最終的には消費者の利益はもたらさない。また、事業者は無理な経費削減を行うため、安全性が脅かされている。

これらは、タクシー特別措置法の改正経緯で、既に明らかにされている。憲法違反の疑いがあるとして法律に従わないのであれば、もはや法治国家とは言えない。法律に基づいて特定地域指定の審議をすべきである。

もし、大阪市交通圏において、特定地域指定がなされないならば、大阪のみならず全国においてもタクシー業が壊滅してしまう。公共交通機関の使命を果たすために、特定地域指定が不可欠である。

以上。